

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	戸籍住民課
委託業務名	令和 4 年度戸籍システム改修作業
委託業務場所	大津市御陵町
概要	令和 5 年度からの全国的な戸籍事務運用変更に直接的に必要となる戸籍事務内連携のための機能の整備に係る戸籍システムの改修を行う。
契約期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 7 月 1 日
契約金額	20,155,300 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 〔名称〕 富士通 Japan 株式会社 京都支社
契約相手方の選定理由	当該事業者は、戸籍住民課で使用する戸籍システムの開発業者でシステム改修を行える唯一の事業者であり、随意契約類型の「受託者がソフトウェアの知的財産権を有しソースコードを公開していないため当該事業者以外が修正等を行うことができない」場合に該当するため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。